

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 七年 三月二十六日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第四項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「（第十五条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第十五条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十五条の四 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の日をこの条例による青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条第二項に規定する時間外勤務の制限に係る一の期間の初日とする請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためを行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。